

## ○ 委員長報告

12月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和6年12月定例会

### 建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、大規模災害発生時における初動体制確保についてであります。

このことについて一部の委員から、大規模災害発生直後の初動体制確保のための取組み状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県では、建設業者による迅速な応急対策を実施できるよう、県建設業協会等と大規模災害時における協定を締結するとともに、毎年、合同で土木部防災訓練を実施し、協定に基づくパトロールなど発災直後に取るべき一連の行動を確認することで、協定の実効性を高めている。

また、先月に実施した訓練では、6月補正予算で新たに配備したドローンを活用して情報伝達の作業手順を確認するとともに、建設業協会3支部において道路啓開訓練を実施したところであり、引き続き大規模災害発生時における初動体制の強化に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第2点は、11月豪雨による松山市周辺の浸水被害についてであります。

このことについて一部の委員から、11月の豪雨により発生した、松山市の大川・久万川の浸水被害への対応状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県では、被害発生直後から大川・久万川流域の浸水被害範囲の特定に向けた洪水痕跡調査や河川パトロールを実施し、両河川とも、これまでに河川改修が完了している区間においては、越水による浸水被害は確認されていないが、改修区間より上部においては、大規模な浸水被害が発生している。

このため、緊急的な対応として、土砂の堆積が著しい箇所への河床掘削を実施することとしているほか、流域の浸水被害に向け河川改修の検討に着手しており、引き続き、地域住民の安全・安心の確保に努めていきたい旨の答弁がありました。

第3点は、土砂災害警戒区域の指定についてであります。

このことについて一部の委員から、土砂災害に対する住民の意識が高まって

いるが、土砂災害警戒区域の指定の状況や今後の取組みはどうかとただしたの  
であります。

これに対し理事者から、県では、土砂災害が発生する恐れがある区域として、  
令和6年9月末現在、16,332箇所を土砂災害警戒区域に指定している。

また、令和2年度に改正された国の指針を踏まえた警戒区域等の見直しを行  
っており、令和3年度に新たに抽出した約6,200箇所の候補地について、現在、  
指定要件を確認するための基礎調査を進めている。このうち、今年度中に約  
2,200箇所の基礎調査を完了し、令和7年度からは順次指定の手続きを進める  
こととしており、早期の指定により住民の防災意識向上を図り、適切な避難行  
動に繋げていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・愛媛県港湾管理条例の一部改正
- ・河床掘削等の取組状況
- ・松山外環状道路の整備
- ・12月補正予算の概要及び早期執行

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。